

2次スクリーニングの検討状況

(新規2次スクリーニング案件)

NO.	番号	件名	事象の概要
1	IN2015-08	燃料サイクル施設における未解析の状況及びIROFSの予期せぬ使用不能を伴う臨界・化学安全事象	<p>米国の燃料サイクル施設では、総合安全解析（ISA：Integrated Safety Analysis）を通じて、施設内外で発生し得る起因事象の抽出、起因事象が進展した結果として生じる事故シーケンスの網羅的な整理、そのシーケンスの発生頻度と影響の評価を行い、安全確保項目（IROFS：Items Relied On For Safety）を明確化することを要求されている。またIROFSとして指定された管理は、管理手法のシステムを通じて、必要な時に意図された機能を発揮でき、高い信頼性が保障されなければならない。</p> <p>本INでは、ISAによるプラント状態の不適切な、あるいは不完全な分析及び高い信頼性の必要なIROFSの機能不能に係る4つの異なる事例を通知し、認可取得者がこれらの経験について自施設への反映の要否を評価し、同様の問題回避を検討することを期待したものである。</p>

(前回までの検討会で、要対応技術情報とするために更なる調査を必要とした案件)

NO.	番号	件名	事象の概要と対応状況	優先度	目標判断時期	規制庁担当課
1	IN2015-05	主給水ポンプ喪失時における補助給水（AFW）系統及び非常用給水（EFW）系統自動起動回路の動作不能	<p>本INは、NRCがPWRプラントにおいて、主給水系統（MF W：Main Feed Water System）が喪失した場合に、自動起動すべき補助給水系統（AFW：Auxiliary Feed Water System（Westinghouse社製プラントの場合））又は非常用給水系統（EFW：Emergency Feed Water System（B&W社製プラントの場合））が自動起動しない運用がなされていた事例（2006年～2012年）を通知し、認可取得者がこれら運転経験について各自の施設への反映の要否を評価し、同様の問題回避を検討することを期待したものである。</p> <p>安全解析で自動起動を要求している設備を中心に、調査を行うこととする。</p>	B	平成27年度	原子力規制部 原子力規制企画課 規制管理官（PWR）

注1) 【規制庁担当課】規制管理官（BWR）：原子力規制部安全規制管理官（BWR担当）、規制管理官（PWR）：原子力規制部安全規制管理官（PWR担当）、規制管理官（新型炉等）：原子力規制部安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）、規制管理官（再処理等）：原子力規制部安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）、規制管理官（廃棄物等）：原子力規制部安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）

注2) 優先度（SABC）の決定マトリックス

		可能性	
		高	低
影 響 度	大	S	A
	中	A	B
	小	B	C

※優先度とは、事前に検討の順番を決めるための指標である。